

## 「三重県最低賃金引上げについて」

三重県最低賃金について、最低賃金法に定める①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案し、現行の三重県最低賃金を1円引上げ、令和2年10月1日より時間額874円に改正することとなりました。

なお、ガラス製品製造業等の特定の産業（\*下記のURLを参照）に該当する事業場で働く労働者には特定（産業別）最低賃金が定められており、それらが適用されます。

「特定（産業別）最低賃金」

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000706817.pdf>

三重労働局では、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業として、

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考にした非正規雇用労働者の処遇改善、
- ②時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ、
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善、業種の特性に応じた業務プロセスの見直し等による人材不足対応

などに関する総合的な支援を行うため、「三重働き方改革推進支援センター」を設置しております。

働き方改革に対する疑問や悩み事がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

### ●お問い合わせ先

三重働き方改革推進支援センター（三重県津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階）

TEL：0120-111-417 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

### ●参考資料

- ・特定（産業別）最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000706817.pdf>

- ・三重県働き方改革推進支援センターHP

<https://task-work.com/mie/>

- ・業務改善助成金について（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigy\\_onushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigy_onushi/shienjigyou/03.html)